

平成25年度行政評価委員会

# 平成22年度指摘事項への対応状況一覧

＜継続検討分＞

平成22年度指摘事項への対応状況一覧(継続検討分)

No	指摘対象団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容 (H25年6月現在)	進捗状況
1	(一財)さっぽろ健康スポーツ財団	保健福祉局	健康づくりセンター運営管理費	平成21年度札幌市健康づくりセンター指定管理費	保健所健康企画課	<p>指定管理者の公募について、例えば体育施設におけるグループ制の導入自体は他都市でも事例があり、また、管理効率や各種大会への対応等が必要となるとの説明から、複数施設の一括指定を例外的に行うことを必ずしも否定するものではない。</p> <p>ただし、指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、「市民サービスの向上」と「経費の縮減」を図ることにある。このため、市は、体育関係施設や健康づくりセンターへの応募が団体のみであった理由について、客観的に検証し、制度趣旨の発揮に向け改善すべき課題があれば、これを反映させる努力が必要と考える。</p> <p>ヒアリングにおいては、札幌市の事例とは異なるもの他都市の指定管理者となっている民間事業者の事も紹介されており、札幌市の募集に関する応募者側の意見等を収集することや他の政令市等での公募方法と比較することが、説得的な検証方法の一つになり得るものと考えられる。</p> <p>については、市は、次回指定管理者更新時期に向け、申込資格や募集単位などの公募のあり方について、民間事業者(申込説明会への参加団体や過去の応募団体、他都市の指定管理者等)への聞き取り、他都市での公募方法との比較などの方法により客観的な形で検証し、必要に応じ改善を図ること。</p>	市	事業の内容やあり方の検討	<p>札幌市健康づくりセンター(中央・西・東)は、平成22年度の市民評価(事業仕分け)において「不要(廃止)」の判定を受けたことから、利用者アンケートや市民意識調査、さらに外部有識者で設置した「健康づくりセンターのあり方検討部会」からの提言を踏まえ、事業の見直しを行い、平成25年5月に事業継続を決定した。</p> <p>①申込資格について 例えば、診療所を開設できる団体という要件については、医療法人などが応募することはもちろん、株式会社が医療法人などとグループを組んで応募することも認めており、幅広く応募を受け付けられるよう配慮している。</p> <p>なお、事業の見直しを検討する中で、平成24年11月に複数の民間スポーツクラブから聞き取りを実施したが、公募条件について厳しいという意見はなく、公募に関心を示している事業者もあった。</p> <p>②募集単位について 事業の見直しにより、中央健康づくりセンターに機能集約を図り、一体となった取組を行うこととしたため、一括指定が適当と判断したところである。</p> <p>今後とも、センターの運営を着実に進めることができる事業者を広く募ることができるよう、検証を行っていく。</p>	A
2	(一財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体運営に関すること		市街地整備部総務課	<p>団体は、収入に占める市への依存度が極めて高く、公益法人を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、安定的、継続的に設立目的に即した機能を発揮していくためには、自主財源比率の向上を図っていくことが必要と考える。</p> <p>現状の事業範囲においてはこのような取組も限定されることが想定されるものの、今後団体が自立性や優位性を発揮し得る事業領域として、専門領域である建築分野や既に取組が開始されている福祉分野における人材・ノウハウを活かした市民ニーズへの対応なども具体化に向け取組を進める価値はあるものと考えられる。</p> <p>については、団体においては、これらの取組の具体化や団体の優位性を発揮し得る事業領域の開拓も含め、中長期的な観点から、自立性のより一層の拡大について検討すること。</p>	団体	団体運営の改善	<p>平成24年度において、地域における見守り体制のモデル実施について検討を行った。</p> <p>平成25年度以降も、地域の見守り体制の実施に向けた調査等を継続し、市営住宅の管理で培った、管理ノウハウの強みを生かして、団体としての優位性を発揮し得る福祉分野への能力を高め、将来の福祉分野への進出の可能性について検討を更に進めていく。</p> <p>【平成24年度の取組】 市営住宅の管理業務の中で、高齢入居者等への見守りを行うにあたり、もみじ台団地、稲積団地内の2自治会を高齢入居者の生活支援モデル地区に選定。</p> <p>【平成25年度の取組】 大学の有識者と共同で、モデル地区に係る高齢入居者への見守り体制の在り方についての調査研究を開始。</p>	B
3	(一財)札幌市住宅管理公社	都市局	維持費(指定管理者分)	札幌市営住宅管理業務	市街地整備部住宅課	<p>指定管理者の非公募理由として、団体が事業者撤退等に対応し得る機能を担う存在であるという説明がなされたが、例えば、10区の市営住宅において複数の事業者が指定管理者となれば、1事業者が撤退しても、残りの事業者がその役割を担うという考え方も有り得る。</p> <p>また、団体のこのような機能を堅持する理由として挙げられた内容は、民間事業者が営利を追求し引き受けを拒否するなどの可能性について述べられたものであり、客観的なものとは言い切れない。</p> <p>ただし、安定的・効率的な管理運営を確保する上では、事業者撤退の可能性のほか、民間事業者との協定やモニタリング等のあり方、適正な修繕の確保方策、指定管理者と入居者の適正な費用負担の維持方策等、検証すべき点も多数存在する。</p> <p>については、市は、次回指定管理者更新時期に向け、安定的・効率的な管理運営を確保するための「事業者撤退等への対応」と「競争性の導入促進」の両立について、他都市事例の詳細な検証や民間事業者への聞き取りなどの方法により、可能な限り客観的にその可能性を検証すること。</p>	市	事業の内容やあり方の検討	<p>指定管理者については、平成18年度の同制度導入開始時より試行的に民間事業者を選定(平成18年度からの第1期では公募地区を2区(1区ごと1事業者)、平成22年度からの第2期では公募地区を4区(2区ごと1事業者))して検証を行ってきたが、指定管理者が行うセルフモニタリング(入居者アンケート)において、民間事業者が団体と比較しても遜色のない評価を得ていることや日常的な指定管理者業務においても適切に遂行しており、聞き取りからも他の事業者撤退における一時的なバックアップが可能と判断されたことなどから、「事業者撤退等への対応」を次期指定管理者選定の際に協定等で明確化することでセーフティネットの確保も可能と考えられる。</p> <p>そのため、「競争性の導入促進」を勧奨し、平成26年度からの第3期指定管理者更新においては、非公募区域を廃止し、全区公募による選定作業を行うこととする。</p>	A